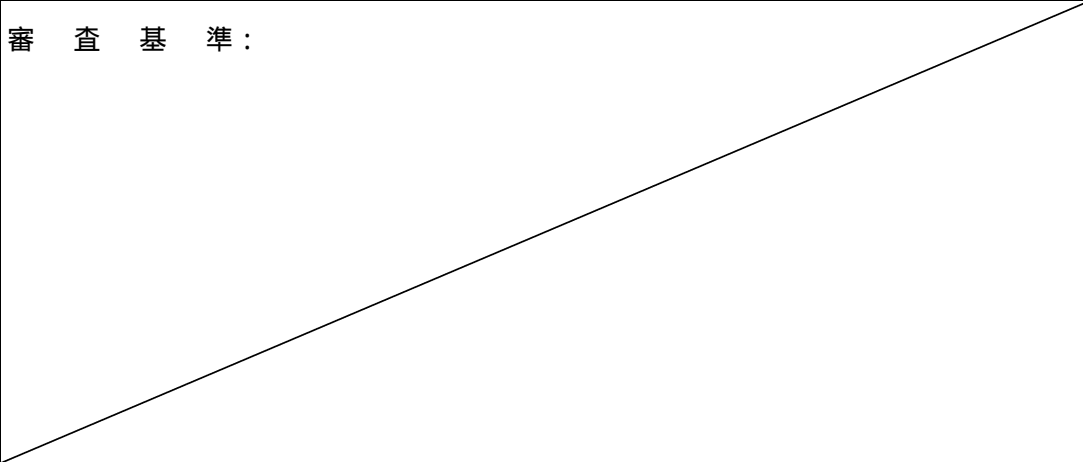


審 査 基 準

21 年 12 月 2 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 5 条の 4 第 3 項
処 分 の 概 要：技能検定合格証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条の 3 第 3 項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）同第 5 条の 4 第 3 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、同第 2 2 条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、同第 2 5 条（技能検定合格証明書の書換え又は再交付の申請）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：3 日（書換えにあっては 1 日）（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第二係 0 4 5 - 2 1 1 - 1 2 1 2 内線 3 0 2 4、3 0 3 4
備 考：